

第31回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和3年7月9日（金）

今回、まん延防止等重点措置が解除されるにあたり、利用定員や調理室の利用については7月12日（月）から一部制限を継続し、まん延防止等重点措置解除後の経過措置（約1か月）期間の状況や国、県の状況により段階的に見直しを行っていきます。

1. 嘉麻市公共施設の対応について

【生涯学習課所管全施設】

- 山田生涯学習館
- 上山田住民ホール
- 山田市民センター
- 下山田小学校白馬ホール
- 山田地区公民館（山田生涯学習館内）
- 山田地区公民館 熊ヶ畑分館（白雲荘内）
- 山田地区公民館 上山田分館（上山田住民ホール内）
- 山田地区公民館 大橋分館（山田市民センター内）
- 山田地区公民館 下山田分館（下山田小学校白馬ホール内）
- 稲築地区公民館
- なつき文化ホール
- 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ
- 嘉穂地区公民館（嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ内）
- 嘉穂地区公民館 宮野分館
- 嘉穂地区公民館 足白分館
- 嘉穂地区公民館 千手分館
- 嘉穂地区公民館 大隈分館（嘉穂ふるさと交流館内）
- 碓井住民センター
- 碓井地区公民館
- 山田図書館
- 嘉穂図書館（嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ内）
- 稲築図書館（稲築地区公民館内）
- 碓井図書館
- 織田廣喜美術館
- 山田郷土資料室（山田市民センター内）

- 稲築文化ふれあい伝承館
- 碓井郷土館（織田廣喜美術館内）
- 碓井平和祈念館（碓井図書館内）
- 嘉穂ふるさと交流館

《施設共通利用要件》

利用人員：収容定員の50%以内

身体的距離：1m以上。発声があるものからは2m以上

飲食：飲食許可施設での飲食は解禁するが、身体的距離の確保等、感染防止対策は遵守すること。

《施設調理室使用等の要件》

調理台の使用は、1台につき最大4名まで

調理後の会食は、両隣1m以上距離を保つこと。また向かい合わないこと。

会食時の会話は、極力避けること。

【社会体育施設】

《トレーニングジムの利用制限》

※トレーニングジムの利用については、利用可能器具の50%以下の人数を継続する。

【健康課所管施設】

健康増進室及び会議室の利用人数の制限（定員の50%程度）を継続する。

【産業会館】

産業会館の貸館については、収容定数の50%以内で継続する。

【温浴施設】

- ふるさと交流館なつきの湯
- 山田憩いの家「白雲荘」
- 嘉穂老人福祉センター
- うすい人権啓発センターあかつき
- 稲築社会福祉センター
- 稲築老人憩いの家

《制限の解除》

※なつきの湯の食堂の営業時間、酒類の提供の制限を解除する。

※入浴時間を30分程度とする制限を解除する。

《制限を継続するもの》

※会議室、休憩室、貸室等の利用は、利用定数の50%以下とする。

※発声を伴う教室の停止。

※なつきの湯のカラオケ室の利用停止。

※なつきの湯、山田いこいの家「白雲荘」のサウナは、利用者が隣り合わないよう
に間隔を空け、利用人数を最大で4名以下に制限する。また、サウナ室内での会話を控える
よう周知する。

※施設内（休憩室等）での飲食は禁止とする。ただし、水分補給は許可する。

※浴室の利用制限

- ① 浴室の収容可能人数を超える利用者が一度に入浴することがないように人数制限を設ける。（混み合っている時は待ってもらい、入浴時間の制限を行う。）
- ② 洗い場で隣り合わないよう蛇口・シャワーを一つおきの利用を励行する。

【学校施設開放】

学校施設の利用制限については、継続する。

- ①利用可能団体 学校施設開放団体登録をしている青少年健全育成団体
ただし、年度途中の新規登録団体は、対象外とする。
- ②利用可能日 平日、土曜日 日曜、祝日
- ③利用時間 午前8時30分から午後9時まで
平日は、放課後から午後9時まで。

【山田活性化センター】

貸館業務を、定員の50%程度で継続する。

【児童館】

嘉穂第二児童館、稲築西児童館、稲築東児童館については、当面の間、休館を継続する。

2. イベント・事業等について

中止していたカラオケ教室は、感染症対策が整い次第、順次再開する。